



平成21年5月15日

各位

会社名 日本精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 永井正二
(コード番号 7287 東証第2部)
問合せ先 経営管理本部 法務・総務部
シニア・マネジャー 五十嵐 孝之
(TEL. 0258 - 24 - 3311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日に開催予定の第64回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、单元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。（現行定款第7条、第8条第2項、第11条第3項）ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第9条、第11条第3項）
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 今後の日程

定時株主総会開催予定日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 1 0 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の单元株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 0 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 く (条文省略) 第42条</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 く (現行どおり) 第41条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上